

私立学校の安全対策に関する要望

平成26年11月
全私学連合

私立学校は、日本の教育において重要な役割を果たしてきていることはご高尚のとおりであり、多くの学生及び児童・生徒等の教育を担当しております。その公共性においては、国公立学校と同様に、量と質ともに重要な役割を果たしているところであります。

さて、激甚な災害が発生した場合においては、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害復旧支援制度があります。

学校施設の災害復旧事業については、激甚災害が発生し、政府のとるべき措置として激甚災害法第17条の適用が政令で指定された場合（いわゆる「本激」の指定を受けた場合）は、災害復旧事業を行う学校設置者に対し、復旧費の一部を国庫補助することができることとなっています。

公立学校施設については復旧費の3分の2の国庫補助がある一方で、私立学校施設については2分の1の国庫補助に留まっています。また、局地激甚災害指定された場合（いわゆる「局激」の指定を受けた場合）は、私立学校施設は適用措置の対象となっていないため、その場合は多額の災害復旧費を学校設置者自らが負担することとなります。

過去の激甚災害の指定状況を見ると、公立学校では幾度も局激の指定を受け国庫補助の嵩上げ措置を受けています。平成25年度においては、局激指定分も含めた計116件の学校に対して災害復旧費として約18億円が措置されているにもかかわらず、私立学校施設は国庫補助を受けることができませんでした。

また、本年7月30日から8月25日にかけて台風11号及び台風12号等により全国各地の私立学校施設に甚大な被害が発生しました。復旧に係る工事費は、少なくとも約7億円規模にのぼっており、この災害で「本激」の指定を受けなければ、学校設置者が復旧費の全額負担を強いられるところでした。

このように学校施設は公私立の区別なく被災するにもかかわらず、復旧のための国庫補助には国公立との間に大きな格差が生じています。

つきましては、私立学校においても、被害にあった地域における早急な教育機会の確保はもちろん、学生及び児童・生徒等の安全の確保という責務を負っていますので、激甚災害指定時の取り扱いについて国公立学校の措置と遜色のない取り扱いとなるよう、次の事項について特段の配慮をお願い申し上げます。

<要望事項>

- 1 激甚災害法第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）について、補助率を2分の1から3分の2に改正を行うこと。
- 2 局地激甚災害指定について、激甚災害法第17条の措置が適用されるよう改正を行うこと。

激甚災害に指定された場合の財政措置

激甚災害に指定された場合、以下の表のとおり、設置者に対し特別の財政援助を行うこととされている。

法令 〔激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和37年9月)〕	事業名	財政措置		
		通常 →	本激	局激
第3条第3号	公立学校施設災害復旧事業 〔公立の小・中・高等学校、中等教育学校、大学、短大、高専、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園〕	2/3 → 国庫補助 〔離島等は 4/5〕	嵩上げ措置 〔設置者の標準税収入に 応じて0～90%引上げ〕	
第16条	公立社会教育施設災害復旧事業 〔公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール、博物館、青年の家、視聴覚センター、婦人教育会館、少年自然の家、地域改善対策集会所、柔剣道場、文化施設、相撲場、漕艇場〕	— →	2/3 国庫補助	—
第17条	私立学校施設災害復旧事業 〔私立の小・中・高等学校、中等教育学校、大学、短大、高専、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園〕	— →	1/2 国庫補助	—

※ 公立学校施設災害復旧事業に係る嵩上げ措置は最高30%であり、通常の補助率2/3と嵩上げ分(30%)を合わせ、国庫補助は96.7%(上限)となる。